

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

昭和49年2月に結婚してから、国民年金の加入及び保険料の納付は夫がすべて行っていた。夫が納付済みになっているのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間中、一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みとなっている。

また、A市の被保険者名簿により、申立人は昭和50年12月ごろ、その夫と共に国民年金に再加入していることが確認できることから、国民年金の加入及び保険料の納付は夫がすべて行っていたとの申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間について、その夫は過年度納付していることから、その夫が自分の国民年金保険料のみ納付して、申立人の国民年金保険料を納付しないことは不自然である。

加えて、昭和50年12月ごろ国民年金に再加入後、夫婦の国民年金加入期間は、申立人の申立期間を除き保険料がすべて納付済みとなっていることから、夫婦は、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和44年12月21日）及び資格取得日（昭和46年3月21日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月21日から46年3月21日まで

私は、昭和41年3月20日から47年4月7日までA社B営業所C支店に継続して勤務していた。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社B営業所C支店の申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある上司及び同僚は、申立人は当該事業所に途切れることなく継続して勤務していた旨の証言をしている。

また、当該上司及び同僚は、申立期間においていずれも厚生年金保険被保険者期間が継続しているほか、当該事業所において申立人と同時期に資格取得した同僚についても被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年11月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届と取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年

12月から46年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和44年11月1日）及び資格取得日（昭和45年1月6日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年1月6日まで

私はA社に昭和44年4月に入社し、47年1月に退社するまで継続して勤務した。証明として、当時当該事業所に勤務していた従業員2～3名の証言が得られると思う。厚生年金保険被保険者記録について、44年11月から同年12月までの2か月間が空白になっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び申立人と同様に測量及び設計の業務に従事していた複数の同僚の証言により、申立人はA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該同僚らは申立期間においていずれも厚生年金保険被保険者期間が継続しているほか、当該事業所において申立人と同時期に資格取得した同僚についても被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては納付したと回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届と取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主

が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年11月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格取得日に係る記録を昭和28年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月11日から同年6月1日まで

昭和28年4月1日にA社に入社してから48年8月に退職するまで、継続して勤務してきた。28年5月11日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の記録が空白となっているが、会社の辞令通知書（人事異動）でも明らかのように空白期間は無い。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された会社の辞令、事業所から提出された在職証明書・職員名簿、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年5月11日にA社E工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直後のA社B工場に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和28年6月の標準報酬月額により、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和43年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月30日から同年6月1日まで

勤務先のA銀行を中途退職し、再就職をしたことも無く、入行以来継続して勤務してきた。同行B支店の資格喪失年月日が昭和43年6月1日であるべきところを同年5月30日と間違えたのだと思う。そのため、同行B支店の加入期間が1月少なくなってしまった。同年5月における被保険者記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主は、「通常勤務の正社員であり、昭和40年4月1日入行、平成13年5月31日まで在職」と回答していることから判断すると、申立人がA銀行に継続して勤務し（昭和43年6月1日にA銀行B支店から同行C支店への異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料が無く当時のことは明確でないが、保険料は納付した」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年7月まで
夫に勧められ、40歳になった時、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。その後集金人に保険料を支払ったが、その当時の国民年金手帳は戻って来なかった。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、その夫も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等について証言が得られない。

また、申立人は国民年金の加入手続の具体的な時期(40歳になった後、何月ごろに手続を行ったのか。)や申立期間の保険料の納付金額について覚えておらず、記憶に曖昧な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年1月に払い出されている(資格取得日は昭和42年8月21日)が、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの期間及び同年9月から47年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から46年3月まで
② 昭和46年9月から47年5月まで

国民年金には、就職するまでか結婚するまでか期間がはっきりしないが、母親が姉妹同じように入会して納付していたはずだ。姉と妹は20歳から国民年金に入会しているが、私だけ未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金への加入や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親からの聴取は困難であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月に払い出されるとともに、同年2月4日が資格取得日となっており、申立人が所持する国民年金手帳（昭和49年3月5日発行）においても、同年1月の欄に「本月以前納付不要」と押印されていることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の実家には、申立人の姉及び妹の婚姻前の国民年金手帳と一緒に保管されているが、申立人の旧姓の国民年金手帳は無い上に、申立人も旧姓の国民年金手帳についての記憶が無いため、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月及び平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月
② 平成3年9月

会社を退職する際、庶務担当者から国民年金の加入手続をするように説明を受けた。昭和63年4月及び平成3年9月に、A市役所で加入手続をして、国民年金保険料を銀行で納付した。申立期間が未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社の庶務担当者から国民年金の加入手続の説明を受け、昭和63年4月及び平成3年9月に、A市役所で加入手続をして、国民年金保険料を銀行で納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳は4年4月1日に資格取得した記載があるもので、申立期間に係る資格記録の記載は無い上、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、2か月と短期間であるが、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年9月まで

昭和43年1月、A町に転居した際に、妻がA町役場B支所で国民年金の加入手続をした。その後は妻が毎月同支所で国民年金保険料を1口1,000円のところ2口2,000円納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻がA町役場B支所で国民年金の加入手続をし、その後はその妻が毎月同支所で国民年金保険料を1口1,000円のところ2口2,000円納付したと主張しているが、当時、同支所では国民年金保険料の収納業務を行っていなかった上、国民年金制度では、年金額を増額するために、定額保険料の倍の金額を納付することは不可能であることから、申立人の主張は不合理である。

また、当時の国民年金保険料は1か月250円であり、申立人の主張する納付金額と、実際の保険料額とは異なっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月ごろに払い出されている上、申立人は国民年金手帳の交付を1冊しか受けた記憶が無いとしていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 11 月 5 日まで

昭和 32 年 3 月に中学を卒業して、同年 4 月に A 社に就職した。当該事業所では、同年 4 月から定時制高校に入学し、36 年 3 月に卒業するまでの 4 年間、学校に通いながら勤務を続けた。それにもかかわらず、32 年 4 月から 34 年 11 月 5 日までの期間について厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に昭和 32 年 4 月から 36 年 1 月まで勤務していたことは、複数の同僚の証言及び卒業した B 高校定時制の事務担当者の証言から推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が入社する以前に資格取得した被保険者の整理番号から申立人が資格取得した整理番号においては、番号が連続しており欠番は無い。

また、同期に入社したとする同僚も、社会保険事務所の記録によれば、申立人と同様に昭和 34 年 11 月 5 日に資格取得しているほか、申立人を含めて定時制高校に通っていた 5 人は、期間にばらつきはあるものの、入社後 1 年から 2 年経過後に資格取得していることが確認できることから、当該事業所においては、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月から 55 年 7 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 58 年 9 月まで

申立期間の標準報酬月額が減額されているが、当時の担当業務から判断して、この期間のみ残業が少ないとは考えられないことから、前後の標準報酬月額から、昭和 54 年 10 月から 55 年 7 月までを 32 万円に、56 年 10 月から 58 年 9 月までを 36 万円に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間において、休職や懲戒処分が無いことから標準報酬月額が減額されることはあり得ないとのことで申し立てているが、申立事業所も申立人も申立期間の給与明細等を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額を確認することができない。

また、申立期間①について、申立事業所で確認した同じ部門で勤務していたと思われる同僚 6 人における社会保険事務所の記録について調査したところ、昭和 54 年 10 月からの標準報酬月額は全員減額されていることから、部門における残業時間の減少がうかがえ、残業手当が減額となった可能性も考えられる。

さらに、申立期間②については、申立事業所が昭和 55 年 11 月にデミング賞を受賞しているが、受賞に先立つ期間は準備のため忙しかったとしており、残業手当が増加したものと推測され、そのため同年 10 月の標準報酬月額が上昇したことがうかがえる。

加えて、申立事業所が加入する A 健康保険組合 B 支部における標準報酬月額と社会保険事務所の標準報酬月額の記録は一致しており、同組合においても月額算定届等の書類は保存されていないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬

月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 47 年 6 月まで

A商店を辞めてから昭和 47 年 6 月ころまで、B社で裁断士をしていた。当時、一緒に働いていた仲間の厚生年金保険被保険者記録があり、私の記録だけが無く納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立人が記憶していた同僚の中に、厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が複数見られることから、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を所持していない上、当該事業所は昭和 49 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 3 月 21 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで

昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 3 月 21 日までの厚生年金保険被保険者期間 5 か月の標準報酬月額が 26 万円から 22 万円に下がっている。このことについて、社会保険事務所に問い合わせたが回答に納得できない。また、平成 6 年 5 月 26 日資格取得時の標準報酬月額が 22 万円で、同年 10 月 1 日から 7 年 8 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間 10 か月が標準報酬月額 20 万円に下がっている。資料となるものは何も無いが、入社以降欠勤することなく勤務した。

事業所に勤務している間に月収が下がるようなことは無かったため、標準報酬月額の決定に疑義があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたA社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により標準報酬月額を 22 万円とした昭和 61 年 10 月 1 日の定時決定は正しく処理されていることが確認できるほか、申立期間①に係る当該事業所から提出された給与明細書に記載された保険料控除額を基に算定した標準報酬月額、社会保険事務所における標準報酬月額及び上記標準報酬決定通知書の標準報酬月額はいずれも 22 万円で一致していることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人が勤務していたB社（現在は、C社）及び委託先の社会保険労務士は、「当時の資料は無く、申立てどおりの保険料を控除したかは不明」と回答しているものの、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額は、被保険者資格取得の 5 か月後の平成 6 年 10 月 1 日に定時決定されているが、当該決定は、通常毎年 5 月から 7 月までの 3 か月間に支払われた報酬額を 3 か月で除した額を標準報酬月額等級表により決定することとされている。しかし、申立人の場合、当該事業所における被保険者資格取得日が同

年5月26日（5月末締め、同月支払）であることから、当該月の給与は基礎日数20日未満のため算入せず、同年6月及び7月に支払われた報酬額に基づき決定されたものと考えられるところ、申立人は、「毎月の勤務日数は不定で夜勤手当もあり、毎月給与が一律になるよう勤務表で管理されていた」と供述していることから、申立人の資格取得時の標準報酬月額は、入社時の給与支給総額に予定される夜勤手当等の非固定的賃金を加算して決定されていることがうかがえ、定時決定の算定月の報酬額について、夜勤手当等の非固定的賃金が当該予定より低額になった場合には、資格取得時の標準報酬月額より低額になることも考えられる。

さらに、当該事業所において申立人と同日で資格取得した6名のうち申立人を含む3名について、平成6年10月1日の定時決定の標準報酬月額は資格取得時より1等級下がっていることが確認できる。

なお、両申立期間における厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額等の記録に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、申立人は両申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 10 日から 38 年 2 月 3 日まで

私は、A社に昭和 32 年 9 月から勤めて 38 年 2 月に退職し、同年 3 月に結婚をして長男を 39 年 1 月に出産した。その後もしばらくはB市に住んでいたが、脱退手当金を請求した覚えも無く、支給を受けた記憶も無いため、在職していた期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人が勤務していたA社を昭和 30 年 3 月から 34 年 10 月に資格取得した 67 名の女性従業員の脱退手当金支給記録を調査したところ、受給資格期間を有する女性従業員 34 名のうち、18 名の女性従業員に脱退手当金の支給記録があり、18 名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金を支給したとする「脱」の表示がされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで

昭和 42 年 3 月に高校の先輩が役員をしていた A 社の関連会社である B 社に入社した。43 年*月*日に生まれた子供が未熟児で、健康保険を使って入院したと記憶している。B 社は法人の事業所であったので厚生年金保険に加入していたと思われるし、給料から厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 社に勤務していたことは、勤務期間の特定はできないものの、事業主及び同僚の証言から推認できる。

しかし、B 社は、商業登記簿謄本によれば、申立期間当時において、法人事業所であることが確認できるものの、社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所としては確認できず、事業主も厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思うと証言している。

また、未熟児で誕生した子供が入院したとする病院に診療記録の有無を問い合わせたところ、保存期限が過ぎているため確認できなかった。

さらに、同僚及び事業主は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している上、同僚は給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて記憶が無いと証言している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。